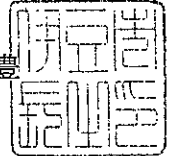


伊豆市告示第140号

地方自治法第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による市営土地改良事業（区画整理事業、小下田箒山田地区）についての換地処分の告示があった日の翌日から市内の字の区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理特例条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成23年10月25日

伊豆市長 菊地



- 1 大字小下田字浅間山に編入する区域
大字小下田字松林1557の一部、1566の1の一部、大字小下田字箒山田1960の一部、1961の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに1962の2に隣接する道路である市有地の一部
- 2 大字小下田字箒山田に編入する区域
大字小下田字松林1560の一部、大字小下田字大坂1954の一部、1955の一部、1957の一部、大字小下田字浅間山2649の一部、2666の一部、2667の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部並びに2667に隣接する道路である市有地の一部
- 3 大字小下田字松林に編入する区域
大字小下田字大坂1957の一部、大字小下田字箒山田1959から1961までの各一部、大字小下田字浅間山2649の一部、2650から2653まで、2655の一部、2656の1の一部、2656の2の一部、2657の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部
- 4 大字小下田字大坂に編入する区域
・大字小下田字松林1560の一部、大字小下田字箒山田1965の一部、1975の一部